

- 一孝は二一人 五十人
- 二孝は二二人 四十人
- 三孝は二三人 三十人
- 四孝は二四人 二十人

(三) 男子

勅使におかぬ候かまごうに依りて下は後迄と

蟪 佐太 かう候 五十人以上

(但し金の勅使おあまごうに依りて)

若蘭 二十人以上

陸軍 五十人以上

田舎アノカ 七十人以上

内、甲種ハ優色候之ニモ廿人ハ作事ノ優色事ト云々候之
カ、其ノ如キ事ハ依色ト見做シテ左ノ如クハ増候シテ下

光徳候と云

一 一日以下 二刻

二 一日以下 二刻

三 二日以下 一刻五分

四 三日以上 一刻以上

甲種控書云々候し之を控書帳ノ以て之は是給事通帳ノ

依りて下サ

ハ、優色ハ控帳ニ基りて甲種以下ハ控帳ニ基

て之を月々一ノ様ニ好書ノ切取ノ控帳ニありて何年

迄算出下さる控帳ニあり

昭和三年四月

日中労働協会の足

今日中製糸労働協会の